

犬を飼われている みなさんへ

自分の犬と他の人、他の犬などのトラブルを防ぎ、快適な居住環境を維持・向上していくために、犬を飼われている方は次のことを守りましょう。

■ふん尿の処理

散歩のときは必ず処理袋を携行し、ふんは自宅に持ち帰って処理をしましょう。

場所によっては排尿の跡を水で洗い流すなどの配慮も必要です。

日ごろから、自宅で排泄を済ませてから散歩に行くような習慣をつけましょう。



■ノリードで遊ばせない

散歩時だけでなく、公園などにおいても必ず犬にリード（綱や鎖）をつけてください。

放し飼いは原則禁止とされているだけでなく、犬が交通事故にあつたり、人に危害を及ぼしたりする場合があります。

散歩中の他の犬に対して危害を及ぼす、犬同士のケンカを止めに入つた飼い主を咬んでしまう、子供に対してじゃれてケガを負わすなどの事故が起こっています。

■首輪等に身元の確認ができるものをつける

犬は地震などの自然災害や、火災などの事故、外出・旅行先などで飼い主と突然離れてしまうことなどにより、迷子になることがあります。また、首輪の留め具がゆるんだり、老朽化したりしていると、雷や花火の音に驚き、逃げだして迷子になることもあります。

迷子になった犬は自分で家に帰ることはできません。そのようなときに、首輪に鑑札・注射

済票・迷子札などをつけていれば、飼い主の元に戻ることができま

す。室内犬・小型犬も必ず身元確認ができるものをつけましょう。

■市区町村に登録する

犬の所有者は、市区町村へ登録申請をしなければなりません。登録することにより、どこの地域に何頭の犬がいるかがわかり、狂犬病が発生したときに、まん延を防ぐ第一歩となります。



■鑑札と注射済票を付ける

登録すると、鑑札が交付されます。「鑑札」はその犬が登録されている犬であること、「注射済票」はその犬が狂犬病の予防注射をきちんと受けていることの証明になります。

■毎年狂犬病の予防接種を受けさせる

受けさせる

犬への予防注射によって、愛犬が狂犬病にかかることを予防し、加えて人への感染を防ぐことができます。

予防注射を受けると、町契約の動物病院では、証明として「注射済票」が交付されます。

もし他の動物病院で接種した場合は、獣医さんが発行する狂犬病予防注射済票を、子育て福祉健康課までお持ちください。

これらのことに違反した場合、20万円以下の罰金の対象となります。

詳しくは、子育て福祉健康課（☎63・3801）まで。

日高町の「鑑札」と

「注射済票」

●鑑札(かんざ)

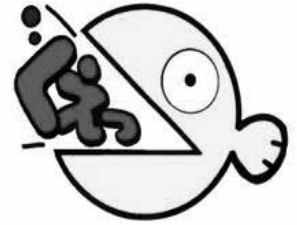
●注射済票



緊急時に備えて

《救急医療情報キット》

を活用しませんか？



万一の緊急事態に本人等が症状などを説明することができない場合、キットの情報を活用することで適切で迅速な救急活動が行えます！

救急医療情報キットとは!?

かかりつけの医療機関や疾病等の救急搬送時に必要な情報を冷蔵庫の前面や側面にマグネットで張り付け保管しておくものです。



対象者：日高町内にお住いの75歳以上で一人暮らしの方

申請の方法：① いきいき長寿課までお申し込みください。

② 申請後、情報シートと必要書類を入れる容器を配布します。

利用の方法：① 情報シートに必要な情報を記載します。

② 記載済み情報シートと保険証、診察券、薬の情報等の写しを容器の中へ入れ、冷蔵庫の前面か側面に張り付けておきます。

★ 情報シートへの記載や保険証、診察券、薬の情報等の写しのご準備は、ご本人、ご家族でお願いいたします。

救急医療情報キットに関することについては、

いきいき長寿課(TEL：0738-63-3807)までお問い合わせください。